

# 宮城県さけます増殖振興プランの概要

## I 宮城県さけます増殖振興プランの策定にあたって

### ○ 計画期間

- ・平成29～38年度までの10年間とします。
- ・平成29～32年度までは第1期とし、種苗生産面においては「生産体制を整える期間」、事業運営面においては「ふ化放流事業の自立に向けた準備期間」と位置づけます。
- ・平成33～38年度までは第2期とし、種苗生産面においては「放流種苗の回帰率を向上させる期間」、事業運営面においては「事業体制を改善し、受益者負担による事業自立を図る期間」と位置づけます。

## II 現状と課題

### 1 東日本大震災によるふ化放流事業への被害

- ・東日本大震災前は、県内で19ふ化場が稼働していましたが、平成28年度末時点で稼働しているふ化場は15ふ化場に止まっており、**応急復旧及び未復旧となっている3つのふ化場を速やかに復旧し**、生産能力を戻す必要があります。
- ・応急復旧したふ化場や復旧までに複数年を要したふ化場における**種卵不足**や、ふ化放流事業の安定化のため、被災による**来遊尾数の減少に伴う水揚協力金の減少**に対する支援が必要です。

### 2 さけ資源の造成

- ・さけふ化放流事業を実施している主要道県で、来遊尾数は減少傾向にあり、海水温の上昇傾向といった海洋環境の変化等による放流後の種苗の生残率低下が原因と考えられています。このため、来遊尾数を増やすには、**回帰率を向上させる取組**と適正な飼育管理のもと**放流尾数を増やす**必要があります。
- ・回帰率を向上させるためには、**適期適サイズ放流基準の見直し**、**適期適サイズ放流割合の向上**、**健康な種苗生産**に取り組む必要があります。
- ・平成28年度末時点で、5ふ化場が築30年以上となっており、生産体制の強化が必要です。

### 3 ふ化放流事業の実施体制

- ・震災後、国庫補助事業「被災海域における種苗放流支援事業」を活用して稚魚買上を実施してきましたが、当該事業が終了する見込みである平成33年度以降、**稚魚買上費用の確保**と**ふ化放流団体における収入減少**対策を講じる必要があります。
- ・ふ化放流事業従事者の**高齢化が進んでおり**、新たな事業従事者の確保が必要です。
- ・持続的かつ安定的なふ化放流事業の実現のためには、内水面のふ化放流事業者と海面漁業者の相互理解を深め、親魚確保や増殖経費負担等の**連携を強化**することが必要です。

## III 目標と取組

### 1 ふ化放流体制の復旧整備

- ・平成32年度末までに、未復旧ふ化場及び応急復旧ふ化場を復旧整備するとともに、生産体制の復旧を完了します。

### 2 安定的な資源造成

- ・平成38年度に以下の目標を達成するために必要な種苗放流を実施します。

来遊尾数	240万尾（沿岸漁獲尾数216万尾）	種苗放流尾数	6,000万尾
漁獲量	6,480トン	回帰率	4%
水揚金額	23.7億円(@366円/kg)		

### 3 持続的な事業実施体制の構築

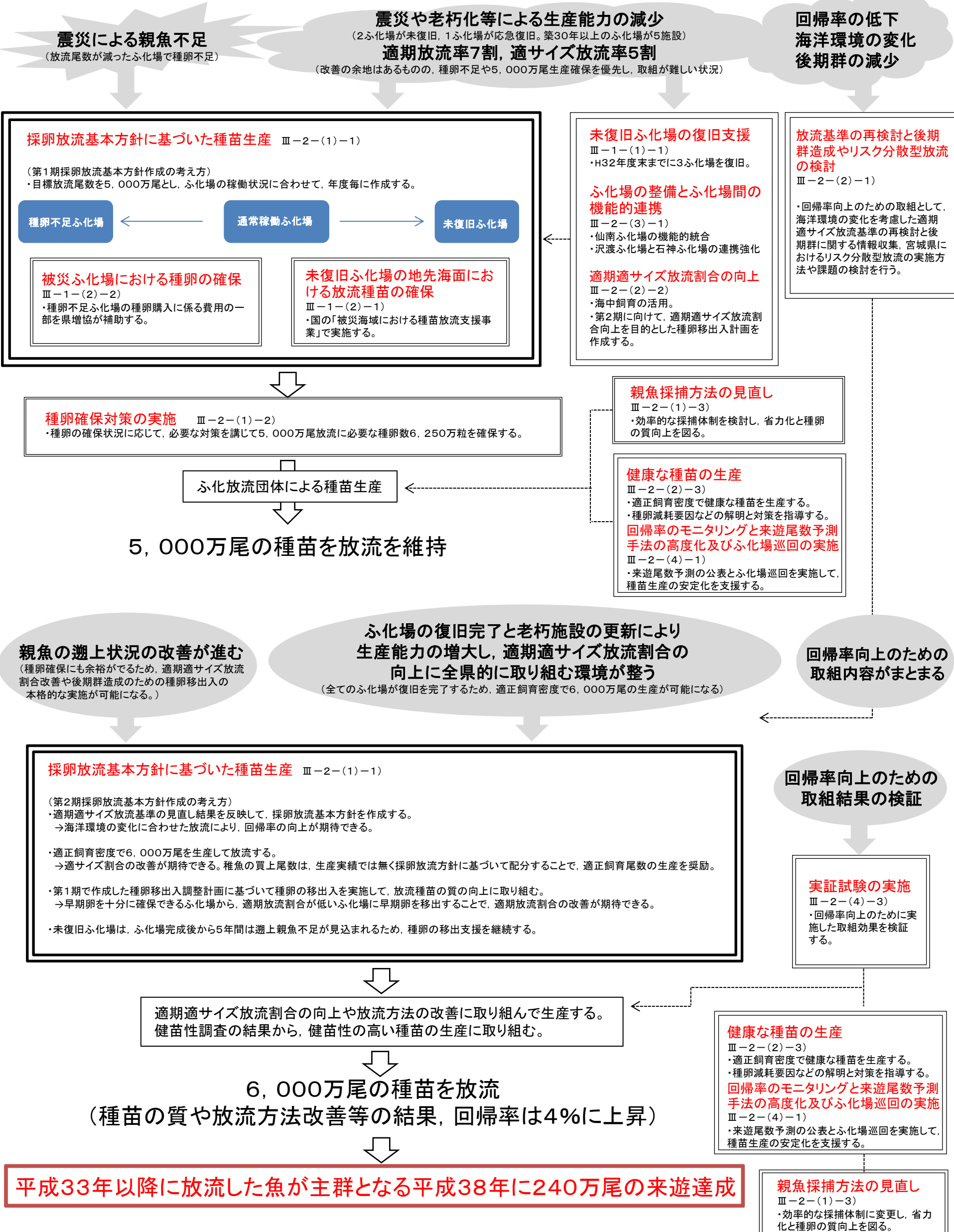
- ・水揚協力金を最大限効率的に運用するとともに、回帰率向上に資する取組などを行うことで、受益者負担によるさけふ化放流事業の自立を目指します。

# III 目標と取組

## 「1 ふ化放流体制の復旧整備」 及び 「2 安定的な資源造成」

第1期 (平成29～32年度) 生産体制を整える期間

第2期 (平成33～38年度) 放流種苗の回帰率を向上させる期間



「3 持続的な事業実施体制の構築」

第1期（平成29～32年度）ふ化放流事業の自立に向けた準備期間

第2期（平成33～38年度）事業体制を改善し、受益者負担による事業自立を図る期間

第1・2期を通じて実施

※種苗放流支援事業が平成32年前に終了した時は、第1期の終了も前倒し終了。

震災による生産能力低下等に起因する来遊尾数の減少  
(放流尾数は震災前と比べて1,000万尾ほど減少している)

第2期に向けた準備

(国の「被災海域における種苗放流支援事業」は、平成32年度までの見込みであり、平成33年度以降の稚魚買上費用の確保が必要)

県支援のあり方

(国の「被災海域における種苗放流支援事業」終了後は、状況を踏まえた支援策の検討する必要がある。)

未復旧ふ化場の地先海面における種苗放流の確保

Ⅲ-1-(2)-1)

・国の「被災海域における種苗放流支援事業」を活用して、移殖放流を実施。

水揚協力金の減少に対する支援

Ⅲ-1-(2)-3)

・国の「被災海域における種苗放流支援事業」を活用して、水揚協力金減少分の稚魚買上を実施。

収支改善に向けた取組

Ⅲ-3-(3)-1)

・ふ化場の機能的な統合や採捕方法改善を進めることで、支出減を図る。

・余剰親魚等の有効活用を図る。

県増協による稚魚買上事業

Ⅲ-3-(2)-1)

・第2期から実施する県増協稚魚買上の安定化のための調整財源として、稚魚買上調整基金を造成する。

県による支援

Ⅲ-3-(4)-1)

・種苗放流支援事業の終了が明らかになった時点で、ふ化放流事業の安定化に必要な支援の検討を行う。  
・関係機関とふ化放流団体の調整や連携を支援する。

国の「被災海域における種苗放流支援事業」の終了に伴い、稚魚買上費用が大幅に減少する。

(平成28年度は県全体の放流尾数5,532万尾のうち4197万尾を本事業で買上した。)

「被災海域における種苗放流支援事業」の終了により、ふ化放流団体の稚魚買上収入が減少するため、収支状況が悪化する。

震災による来遊尾数の減少は続く見込み。

(震災に起因する来遊尾数の減少は、復旧したふ化場の初放流から4年後の平成37年度まで続く見込み。)

水揚協力金の運用

Ⅲ-3-(1)-1)

・水揚協力金の一元管理金再配分(2%相当)を廃止し、稚魚買上事業の財源とする。

県増協による稚魚買上事業

Ⅲ-3-(2)-1)

➢種苗放流支援事業終了後も一定の稚魚買上尾数の確保は必須。

・県全体の稚魚買上尾数は毎年3,000万尾とする。

・稚魚買上基金を運用し、安定的に3,000万尾を買い上げる。

生産支援金制度の創設

Ⅲ-3-(2)-2)

➢ふ化放流団体の収入を支援する制度が必要。

・水揚協力金の県増協管理分(2%相当額)のうち0.5%相当額を財源として、稼働ふ化放流団体に生産支援金を配付する。

(配付額の計算方法)

県増協管理分のうち0.5%相当額について、1/2を稼働ふ化放流団体数で割った額を各ふ化放流団体に均等に配分し、残り1/2を放流尾数で按分して各ふ化放流団体に配分する。

県増協と水系協会による補助事業

Ⅲ-3-(2)-3)

➢稚魚買上事業や生産支援金制度の創設など制度改革に加えて、従来からの補助事業の継続も重要である。

・県増協は、引き続き必要な予算を確保し、補助事業を実施する。

・水系協会は所属ふ化放流団体の事業体制や収支状況を勘案して必要な補助や助成を行う。

施設整備積立金の運用

Ⅲ-3-(2)-4)

➢本プランで予定している仙南ふ化場の機能的統合と鳴瀬吉田鮭生産組合の施設改修以外にも、施設整備積立金の運用を拡大する。

・施設整備積立金を財源に、災害復旧や老朽化施設の大規模修繕に対する補助を行う。

収支改善に向けた取組

Ⅲ-3-(3)-1)

・ふ化場の機能的な統合や採捕方法改善を進めることで、支出減を図る。

・余剰親魚等の有効活用を図る。

6,000万尾放流と回帰率向上の取組

・平成33年度から6,000万尾を放流し、種苗の質の向上に取り組むことで、来遊尾数の増加を図り、水揚協力金収入の増加を目指す。

収入と支出の改善、来遊尾数増による水揚協力金の増加、水揚協力金の有効な運用

受益者負担によるふ化放流体制の確立

※水揚金額が少ない年が続く、ふ化放流体制の維持が困難と判断された場合、水揚協力金負担率の引き上げを検討する。

ふ化放流事業従事者の確保と育成

Ⅲ-3-(3)-2)

➢ふ化放流事業従事者の高齢化が進んでいる。

・ふ化場の経営基盤の強化を図り、後継者の受け入れ体制を整える。  
・後継者に対する基本的な技術研修会やきめ細やかな指導などを通じて、円滑な技術継承を支援する。

公平な受益者負担体制の確保

Ⅲ-3-(1)-2)

➢来遊するさけ資源の受益者から、等しく水揚協力金の徴収する必要がある。

・市場外流通の実態把握に努め、より一層の受益者負担体制の構築する。

内水面のふ化放流事業者と海面漁業者の連携強化

Ⅲ-3-(5)-1)

➢さけふ化放流事業には、海面漁業者とふ化放流団体の連携が欠かせない。  
・海面漁業者のふ化場訪問等を適宜企画していく。  
・県増協は、水揚協力金の使途を分かりやすい形で公表する。

# 宮城県さけます増殖振興プランにおける取組内容

取組項目	実施期間		取組の概要	実施主体					
	第1期	第2期		県	市町村	県増協	水系協会	ふ化放流団体	海面漁業者
<b>1 ふ化放流体制の復旧整備</b>									
(1) 未復旧ふ化場の復旧支援・P10									
1) 未復旧ふ化場の復旧支援	→		・平成32年度末までに未復旧及び応急復旧の3つのふ化場を復旧する。		○				
(2) 来遊尾数減少に対する支援・P10									
1) 未復旧ふ化場の地先海面における放流種苗の確保	→		・「被災海域における種苗放流支援事業」を活用し、未復旧ふ化場の地先海面に種苗の移殖放流を実施する。	○		○			
2) 被災ふ化場における種卵の確保	→		・種卵が不足するふ化場の移入卵購入に係る費用の一部を補助する。			○			
3) 水揚協力金の減少に対する支援	→		・ふ化放流事業の安定化のために、「被災海域における種苗放流支援事業」を活用して、水揚協力金減少分の稚魚買上を実施する。	○		○			
<b>2 安定的な資源造成・P11</b>									
(1) 計画的な種苗生産・P11									
1) 採卵放流基本方針に基づいた種苗生産	→	→	・県と県増協は、第1期及び第2期の目標に合わせた採卵放流基本方針を作成する。 ・ふ化放流団体は、採卵放流基本方針に沿って種苗生産を行う。	○		○		○	
2) 種卵確保対策の実施	→		・県と県増協は、生産期前に必要な種卵数を確保するために種卵確保対策方針を策定する。 ・水系協会・ふ化放流団体・海面漁業者は、種卵確保対策方針に基づいて対策を実施して、必要な種卵数を確保する。	○		○	○	○	○
3) 親魚採捕方法の見直し	→		・効率的な採捕方法を検討し、省力化と種卵の質の向上を図る。	○				○	
(2) 回帰率向上に向けた取組・P14									
1) 放流基準の再検討と後期群造成やリスク分散型放流の検討	→		・回帰率向上を目的として、海洋環境の変化を考慮した適期適サイズ放流基準の再検討と後期群に関する情報収集、リスク分散型放流実施にかかる検討を行う。	○					
2) 適期適サイズ放流割合の向上	→		・県は、適期適サイズ放流割合向上を目的とした種卵移出入計画を作成する。 ・ふ化放流団体は、種卵移出入計画に基づいた種卵の移出入や海中飼育を実施することで、適期適サイズ放流割合の向上に取り組む。	○				○	
3) 健康な種苗の生産	→		・ふ化放流団体は、適正飼育密度で健康な種苗を生産する。 ・県は、種卵の減耗要因や種苗の斃死要因を解明して、対策をふ化放流団体に指導する。	○				○	
(3) ふ化場の整備とふ化場間の機能的連携・P18									
1) ふ化場の整備とふ化場間の機能的連携	→		・阿武隈川水系の3つのふ化場間の機能的連携と一部の施設の更新を行う。 ・鳴瀬川水系の2つのふ化場間の連携強化と一部の施設の更新を検討する。	○	○			○	
(4) 試験研究の推進及び生産技術の指導普及による生産の安定・P19									
1) 回帰率のモニタリングと来遊尾数予測手法の高度化及びふ化場巡回の実施	→		・新たな解析方法による来遊予測手法で来遊尾数予測を行うとともに、巡回指導を行い、ふ化場の安定生産を支援する。	○		○			
2) 回帰率向上に向けた研究【再掲】	→		・放流基準の再検討、リスク分散型放流の検討、健康な種苗の生産にかかる研究などを実施する。	○					
3) 回帰率向上に向けた取組効果の検証		→	・回帰率を向上させるための取組結果を検証し、今後の採卵放流基本方針に反映させる。	○					
<b>3 持続的な事業実施体制の構築・P22</b>									
(1) ふ化放流事業経費について・P22									
1) 水揚協力金の運用	→	→	・さけ資源の受益者から水揚協力金を徴収して、ふ化放流事業の実施のために運用する。			○	○		
2) 公平な受益者負担体制の確保	→		・さけ資源の受益者から等しく水揚協力金を徴収して、公平な受益者負担体制を確保する。	○		○	○		
(2) 県増協と水系協会における安定した事業実施体制の構築・P23									
1) 県増協による稚魚買上事業		→	・第2期より、水揚協力金の一元管理金再配分を廃止し、水揚金額の2%相当額を主な財源にして稚魚買上事業を実施する。			○			
2) 生産支援金制度の創設		→	・第2期より、ふ化放流団体の経営安定化のために、水揚金額の0.5%相当額を生産支援金として各ふ化団体に配付する。			○			
3) 県増協と水系協会による補助事業	→		・ふ化放流事業に必要な事業費の一部を、補助・助成する。			○	○		
4) 施設整備積立金の運用		→	・第2期より、大規模修繕を補助対象に拡大するなど施設整備積立金を柔軟に運用する。			○			
(3) ふ化放流団体における安定した事業実施体制の構築・P26									
1) 収支改善に向けた取組	→		・平成25～27年度のふ化放流事業費平均から5%の支出削減を目指すとともに、余剰親魚等の有効活用による収支改善に向けた取組を行う。						○
2) ふ化放流事業従事者の確保と育成	→		・県や県増協は、後継者を対象にした技術研修会や現場指導を通じて、円滑な技術継承を支援する。 ・ふ化放流団体は、経営基盤を強化して後継者の受入体制を整える。	○		○		○	
(4) 県の事業支援体制・P27									
1) 県による支援	→	→	・ふ化放流事業の安定化のために、「被災海域における種苗放流支援事業」終了が明らかになった時点で、必要な支援を検討する。 ・関係機関とふ化放流団体の調整や連携を支援する。	○					
(5) 内水面のふ化放流事業者と海面漁業者の連携強化									
1) 内水面のふ化放流事業者と海面漁業者の連携強化	→		・内水面のふ化放流事業者と海面漁業者間の意思疎通と連携強化を図る。 ・県と県増協等は、内水面のふ化放流事業者と海面漁業者の交流会などを開催する。	○		○	○	○	○